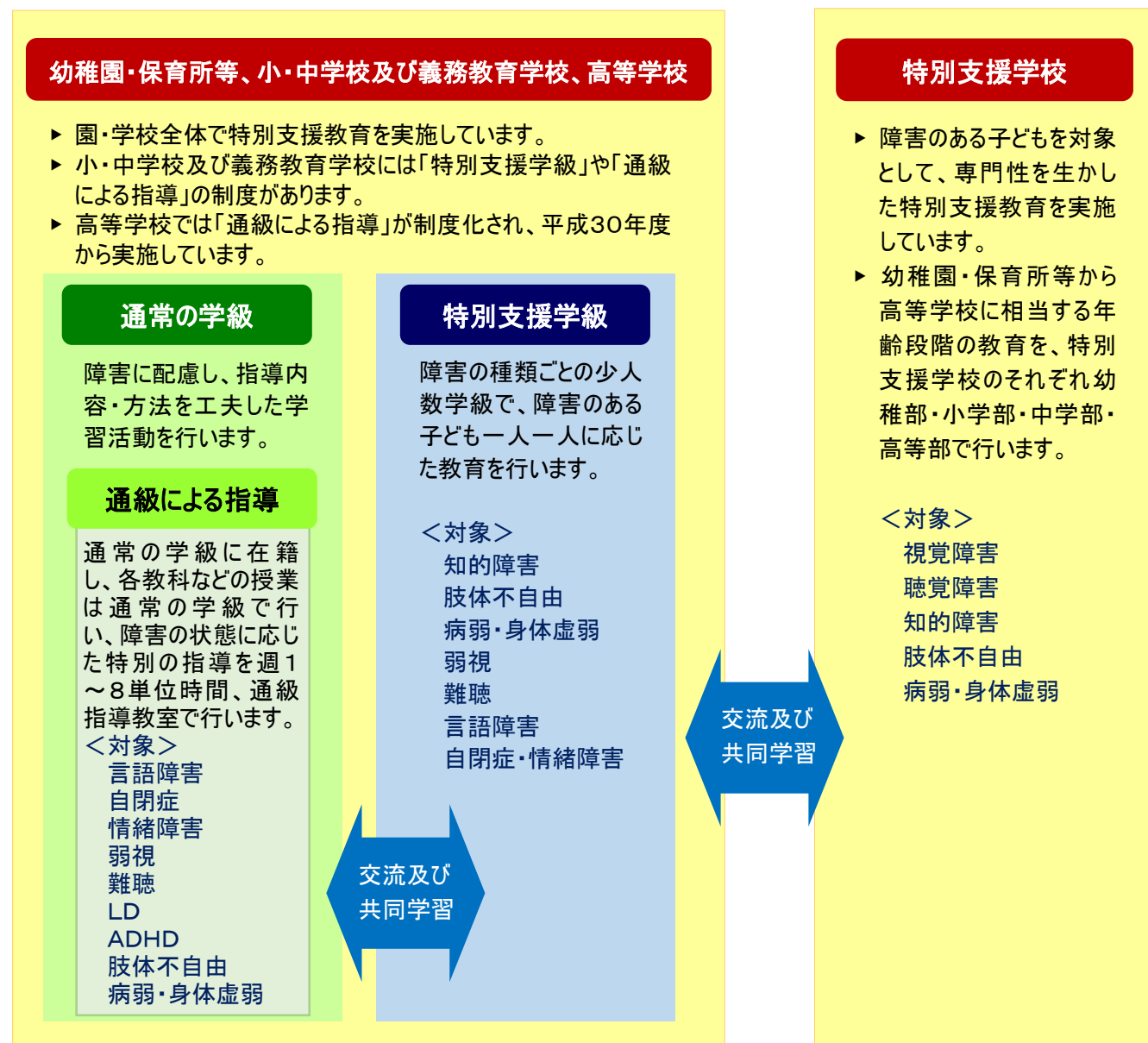




特 別 支 援 教 育



「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されています。



連携

連携

関係機関とのネットワークの構築 子どもの成長に応じた一貫した支援

医療

保健

福祉

労働

その他

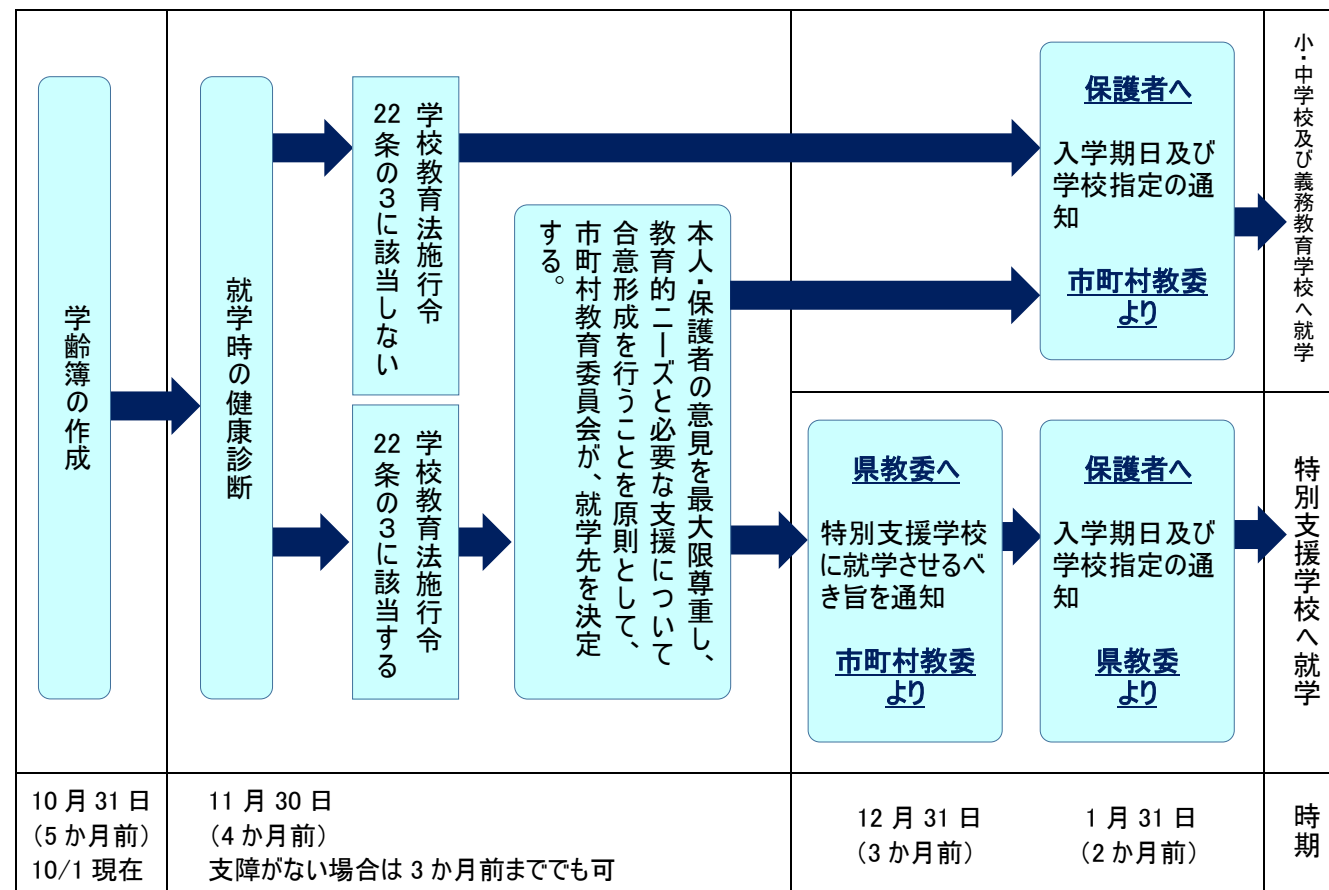
※ 切れ目のない一貫した支援を行うため、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用を進め、引継ぎを行っています。

「個別的教育支援計画」 → 乳幼児期から学校卒業後まで長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、障害のある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画

「個別の指導計画」 → 学校の教育課程において、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画



就 学 手 続



早 期 教 育 相 談



◆ 早期教育相談

乳幼児期から就学前までの障害のあるお子さんの保護者に対して、教育事務所ごとに7～8月頃教育相談を実施します。

<相談会場>

- 尾張教育事務所 2会場
- 海部教育事務所 1会場
- 知多教育事務所 1会場
- 西三河教育事務所 1会場
- 東三河教育事務所 1会場
- 東三河教育事務所新城設楽支所 1会場

